

婚姻届の「(4) 婚姻後の夫婦の新しい本籍」の番地について

ご結婚なされると、親御さんとは別にご夫婦の新しい戸籍が作られます。
 新しい戸籍の本籍を決め、「(4) 婚姻後の夫婦の新しい本籍」欄に記入してください。
 なお、鶴岡市内において新しく本籍を登録する際は、① ② ③のいずれかになります。
 (アパート名などの方書や部屋番号は登録できませんのでご注意ください)

住所の表示	新しい本籍の表示
① 「鶴岡市●●字▲▲○番地△」の地区 ※土地の区画整理や分筆などで地番号変更があった場合は、現在の本籍と同じ地番号に登録できないこともあります。	「鶴岡市●●字▲▲○番地△」
② 「鶴岡市●●○番地△」や 「鶴岡市●●甲(乙丙丁等)○番地△」、 「鶴岡市●●いろは等)○番地△」の地区 ※新しい本籍に「甲乙丙丁」「いろは」は使用しません。(H25.3.11~) ※すでに「甲乙丙丁」「いろは」等を使用している <u>現在の本籍や住所を新たに変更する必要はありません。</u>	「鶴岡市●●字▲▲○番地△」 新しい本籍は、現在の土地登記簿と同じ表記になります。
例) 海坂甲1番地の土地登記簿の記載が「海坂字山形1番地」となっている場合	
現在の本籍 鶴岡市海坂 <u>甲</u> 1番地 新しい本籍 鶴岡市海坂 <u>字山形</u> 1番地	
③ 「鶴岡市●●町○番△号」や 「鶴岡市●●◎丁目○番△号」の地区	「鶴岡市●●町○番」(街区符号) または 「鶴岡市●●町○番地△」(地番号) 「鶴岡市●●◎丁目○番」(街区符号) または 「鶴岡市●●◎丁目○番地△」(地番号)
※鶴岡市では長年、住居表示地区の本籍を「○番地」と表示してきましたが、全国統一の決まりは「○番」となっており、鶴岡市でも「○番」と表示することになりました。(H25.3.11~)	
例) 住所の表示が「鶴岡市馬場町9番25号」の場合	
現在の本籍 鶴岡市馬場町9 <u>番地</u> 新しい本籍 鶴岡市馬場町9 <u>番</u> または 鶴岡市馬場町9 <u>番地</u> 25	

届出時に、新本籍が登録できるかを確認します。本籍は地番号または街区符号で表示することになっており、自由に選択していただけます。

ただし、地番号がない・登録できない表記の場合は、届出を受理することができませんのでご注意ください。登録できる地番号については、土地登記簿や固定資産税・都市計画税通知書などでもご確認いただけます。

■問合先・届出先■

鶴岡市役所 [本庁舎] 市民課戸籍係 ☎0235-25-2111(代表) 内線 112, 117

地域庁舎市民福祉課 : [藤島] 64-2111 [羽黒] 62-2111 [楡引] 57-2113 [朝日] 53-2111 [温海] 43-4614